



平成 22 年 9 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社N F Kホールディングス
代表者名 代表取締役社長 城 寶 豊
(J A S D A Q ・ コード 6494)
問合せ先 役職・氏名 取締役 田中 耕
電話 045-575-8000

貸金返還請求訴訟の判決に関するお知らせ

今般、平成22年1月29日付当社「訴訟の提起に関する経過のお知らせ」にてお知らせしておりました明治建物株式会社に対する貸金返還請求訴訟について、下記のとおり判決がありましたのでお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

横浜地方裁判所 平成22年9月8日 (判決書受領日：平成22年9月9日)

2. 当該訴訟の相手 (被告)

- (1) 商 号 明治建物株式会社
- (2) 本店所在地 大阪市天王寺区上本町6丁目9番17号
- (3) 代表者の役職・氏名 代表取締役 原田 秀雄 (現代表取締役：平山 秀雄)

※なお、明治建物株式会社は平成22年7月30日付で商号を株式会社F I E L Dに変更登記されていることを確認しておりますが、本開示資料では裁判所の資料に合わせ明治建物株式会社と記載しております。

3. 訴訟の概要

平成20年7月18日に当社と明治建物株式会社にて締結した「準消費貸借契約」に基づく明治建物株式会社からの返済金が滞ったことなどから、当該貸付金の残元金8億9千4百万円および遅延損害金の支払いを求め、平成22年1月29日に当社が明治建物株式会社を被告として訴訟を提起しております。

4. 判決の要旨

当社の主張が全面的に認められ、明治建物株式会社は当社に対し8億9千4百万円および遅延損害金を支払うこと、となっております。

5. 今後の見通し

本判決は、当方の主張を全面的に認めていただいた妥当なものであると考えておりますが、明治建物株式会社より、本判決に対して、控訴が提起される可能性があります。したがって、今後とも、当社から開示される情報に十分にご留意いただきますようお願い申し上げます。

なお、明治建物株式会社が控訴を提起した場合は、当然のことながら、引き続き当社の主張が認められるよう対応していく所存です。

6. 業績への影響

本民事訴訟の判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかではありませんが、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

なお、本訴訟の原因となっている貸付金につきましては、平成20年3月までに全額引当済みとなっておりますので、貸付金の回収がなされた場合にはその都度、特別利益として計上される予定です。

以上